

秋田県道路交通法施行細則

昭和39年 9 月 1 日
公安委員会規則第 7 号

改正	昭和40年11月公安委員会規則第10号 昭和44年 4 月公安委員会規則第 4 号 昭和50年 1 月公安委員会規則第 1 号 昭和53年 5 月公安委員会規則第 7 号 昭和58年 2 月公安委員会規則第 2 号 昭和60年 3 月公安委員会規則第 4 号 昭和62年10月公安委員会規則第 5 号 平成 2 年12月公安委員会規則第 9 号 平成 6 年 4 月公安委員会規則第 4 号 平成 8 年 8 月公安委員会規則第 6 号 平成12年 3 月公安委員会規則第 7 号 平成12年 5 月公安委員会規則第 9 号 平成12年12月公安委員会規則第14号 平成13年 1 月公安委員会規則第 1 号 平成13年 3 月公安委員会規則第 7 号 平成15年 4 月公安委員会規則第 6 号 平成16年 3 月公安委員会規則第 2 号 平成16年 9 月公安委員会規則第 6 号 平成17年 4 月公安委員会規則第 6 号 平成17年 9 月公安委員会規則第15号 平成18年 5 月公安委員会規則第 9 号 平成18年 9 月公安委員会規則第13号 平成19年 5 月公安委員会規則第 7 号 平成19年 9 月公安委員会規則第10号 平成20年 8 月公安委員会規則第 8 号 平成21年 5 月公安委員会規則第 7 号 平成22年 3 月公安委員会規則第 3 号 平成23年 3 月公安委員会規則第 1 号 平成24年 7 月公安委員会規則第 6 号 平成26年 3 月公安委員会規則第 1 号 平成27年 7 月公安委員会規則第 5 号 平成29年 3 月公安委員会規則第 2 号 平成29年 8 月公安委員会規則第10号 平成30年 3 月公安委員会規則第 5 号 令和元年 7 月公安委員会規則第 9 号 令和 2 年 3 月公安委員会規則第 2 号 令和 3 年 8 月公安委員会規則第10号 令和 4 年 5 月公安委員会規則第 5 号 令和 5 年 3 月公安委員会規則第 4 号 令和 6 年 1 月公安委員会規則第 1 号 令和 6 年 6 月公安委員会規則第 9 号 令和 7 年 3 月公安委員会規則第 2 号	昭和42年11月公安委員会規則第 8 号 昭和47年 7 月公安委員会規則第 7 号 昭和52年 6 月公安委員会規則第 5 号 昭和53年12月公安委員会規則第13号 昭和58年 9 月公安委員会規則第 7 号 昭和61年 1 月公安委員会規則第 1 号 平成 2 年 8 月公安委員会規則第 4 号 平成 4 年10月公安委員会規則第 9 号 平成 6 年10月公安委員会規則第10号 平成10年 9 月公安委員会規則第 7 号 平成12年 4 月公安委員会規則第 8 号 平成12年 9 月公安委員会規則第11号 平成12年12月公安委員会規則第15号 平成13年 3 月公安委員会規則第 4 号 平成14年 5 月公安委員会規則第 7 号 平成15年 9 月公安委員会規則第 8 号 平成16年 3 月公安委員会規則第 5 号 平成16年11月公安委員会規則第11号 平成17年 6 月公安委員会規則第 9 号 平成18年 3 月公安委員会規則第 4 号 平成18年 5 月公安委員会規則第10号 平成19年 3 月公安委員会規則第 3 号 平成19年 7 月公安委員会規則第 9 号 平成20年 2 月公安委員会規則第 1 号 平成21年 3 月公安委員会規則第 5 号 平成21年 6 月公安委員会規則第10号 平成22年12月公安委員会規則第 6 号 平成24年 3 月公安委員会規則第 2 号 平成25年 3 月公安委員会規則第 3 号 平成27年 5 月公安委員会規則第 4 号 平成28年 3 月公安委員会規則第 3 号 平成29年 3 月公安委員会規則第 6 号 平成30年 3 月公安委員会規則第 2 号 平成31年 4 月公安委員会規則第 6 号 令和元年12月公安委員会規則第11号 令和 2 年12月公安委員会規則第 7 号 令和 4 年 3 月公安委員会規則第 2 号 令和 5 年 1 月公安委員会規則第 1 号 令和 5 年 6 月公安委員会規則第 7 号 令和 6 年 3 月公安委員会規則第 5 号 令和 6 年10月公安委員会規則第10号
----	--	--

秋田県道路交通法施行細則をここに公布する。

秋田県道路交通法施行細則

秋田県道路交通法施行細則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の施行については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習機関規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託に関する規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申請書等の提出方法)

第2条 法、令、施行規則及びこの規則の規定による秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請又は届出は、当該申請又は届出をしようとする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行わなければならない。ただし、法第59条第2項ただし書の規定によるけん引の許可の申請は当該自動車の出発地を管轄する署長を、令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定の申請又は届出、令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出、同条第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定の申請、法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出及び安全運転管理者等の届出事項の変更の届出は当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長を経由して行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第51条の8第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録等の申請、法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付の申請、同項第1号イの規定による放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の受講の申込み、同号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有する者であることの認定の申請、委託に関する規則第9条第2項（委託に関する規則第10条第5項において準用する場合を含む。）の規定による修了証明書等の再交付の申請、委託に関する規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付の申請並びに同条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付の申請は、秋田県警察本部交通部交通指導課長を経由して行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、法第6章の規定による自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許に関する申請又は届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める者を経由して行わなければならない。

区 分	経 由
1 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与等の申請	秋田県警察本部交通部運転免許センター長（以下

	「運転免許センター長」という。)又は署長
2 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出	運転免許センター長又は署長
3 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請	運転免許センター長又は秋田臨港警察署長、秋田中央警察署長及び秋田東警察署長を除く署長
4 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請	運転免許センター長又は署長
5 法第95条の2第4項の規定による免許証の返納の届出	運転免許センター長又は署長
6 法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消の届出	運転免許センター長又は署長
7 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請	運転免許センター長又は秋田臨港警察署長、秋田中央警察署長及び秋田東警察署長を除く署長
8 法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証等の更新の申請	運転免許センター長又は秋田臨港警察署長、秋田中央警察署長及び秋田東警察署長を除く署長
9 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請	運転免許センター長又は署長
10 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請	運転免許センター長又は署長
11 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請	運転免許センター長又は署長
12 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書	運転免許センター長又は

の記載事項の変更の届出	署長
13 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請	運転免許センター長又は署長
14 施行規則第30条の12第2項及び第3項の規定による運転経歴証明書の返納の届出	運転免許センター長又は署長
15 施行規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消の届出	運転免許センター長又は署長
16 1の項から15の項までに掲げる申請又は届出以外の申請又は届出	運転免許センター長

(警察官等の灯火による信号に用いる灯火)

第3条 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火は、その色が赤色又は淡黄色で夜間100メートルの距離から確認することができるものとする。

(署長の行う通行の禁止及び制限)

第4条 法第5条第1項の規定により署長に委任する交通の規制は、令第3条の2第1項に規定する交通の規制で当該交通の規制を行う区域、道路の区間又は場所が2以上の署長の管轄にわたらないものとする。

(高速自動車国道等における権限)

第4条の2 法第114条の3の規定に基づき、法の規定により署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及びこれに接続する自動車専用道路に係るものは、秋田県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

(交通規制の効力の発生又は消滅)

第5条 法第4条第1項前段の規定による交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始した時に、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置した時に発生するものとする。

2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止した時に、道路標識等にあってはこれを撤去した時に消滅するものとする。

(交通規制の対象から除外する車両)

第5条の2 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるものとする。

(1) 道路標識等による交通の規制の対象から除外する車両

ア 緊急用務に使用中の緊急自動車、警衛列自動車及び警護列自動車

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害応急対策のため使用中の車両

(2) 道路標識等による通行禁止（一方通行を除く。）及び駐車禁止の交通の規制の対象から除外する車両

ア 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両

イ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車及び政治活動用自動車

- ウ 道路維持作業用自動車及び河川管理施設（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設をいう。）の維持管理のため使用中の車両
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両
- オ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察活動のため使用中の車両及び警察活動に伴い停止を求められている車両
- カ 次に掲げる車両で様式第1号（1）の通行禁止（一方通行を除く。）駐車禁止除外指定車標章が掲示されているもの
- （ア） 電気、ガス、水道、通信等の緊急修復工事に使用中の車両
 - （イ） 医師等が急病者等に対する往診のため使用中の車両
 - （ウ） 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - （エ） 道路、信号機及び道路標識等の維持管理のため使用中の車両
 - （オ） 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲のため使用中の車両
 - （カ） 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨検検査のため使用中の車両
 - （キ） 感染症の予防、まん延の防止のため使用中の車両
 - （ク） 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、国又は地方公共団体が公害の調査のため使用中の車両
 - （ケ） 市町村の長と歯科医師会長との間における歯科訪問診療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両
 - （コ） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として有効な自動車検査証の交付を受け、かつ、現に歩行が困難な者の移動のため使用中の車両
 - （サ） 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づく郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達のため使用中の車両
 - （シ） 勾（こう）引状、収監状、裁判官の発する令状、裁判所の判決、裁判所の決定等を執行するため使用中の車両
 - （ス） 死者の運搬を本来の用途としている車両で当該目的のため使用中の車両
 - （セ） （ア）から（ス）までに掲げるもののほか、公安委員会が公益上必要と認めた目的のため使用中の車両
- （3） 道路標識等による駐車禁止の交通の規制の対象から除外する車両は、次に掲げる者が現に使用中の車両で、様式第1号（2）の駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）が掲示されているもの（オにあっては、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- ウ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9

月27日児発第725号) 第3の1(1)に定める重度の障害を有するもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

オ 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」(平成6年12月1日児発第1033号)に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)第14表中の色素性乾皮症に限る。)

(4) 道路標識等による最高速度の交通の規制(高速自動車国道の本線車道(令27条の2に規定する本線車道を除く。)にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合を除く。)の対象から除外する車両

専ら交通の取締りに従事する自動車

(標章の交付申請等)

第5条の3 前条第2号カ(ア)から(セ)までに掲げる車両に係る標章又は同条第3号アからオまでに掲げる者に係る標章(第4項から第7項までにおいて「標章」と総称する。)の交付を受けようとする者(県内に住所を有する者に限る。)は、様式第2号の通行禁止(一方通行を除く。)駐車禁止除外指定車標章交付申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次に掲げる書面とする。

(1) 前条第2号カ(ア)から(セ)までに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両が前条第2号カ(ア)から(セ)までに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

(2) 前条第3号アからオまでに掲げる者に係る標章

ア 当該者が前条第3号アからオまでに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 当該者の住民票又は当該者あての公的機関が交付した書類(住所及び氏名が記載されているものに限る。)

3 公安委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両又は者が前条第2号カ(ア)から(セ)まで、又は第3号アからオまでのいずれかに該当すると認めるときは、その種別に応じた標章を、有効期限を定めて交付しなければならない。

4 前項の規定により交付を受けた標章を使用する場合は、当該車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示しなければならない。この場合において、当該車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、当該運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲示しなければならない。

5 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、第1項の申請書に記載した理由以外の理由に基づき使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

- 6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
- 7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を署長を経由して公安委員会に返納しなければならない。
- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 第1項の申請書に記載した理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(署長の通行許可)

第5条の4 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、次に掲げるものとする。

- (1) 日常生活に欠くことのできない物品等を運搬するためやむを得ないと認められるもの
 - (2) 冠婚葬祭等社会慣習上やむを得ないと認められるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、署長が特に通行の必要性を認めたもの
- (通行許可の標章)

第5条の5 署長は、法第8条第2項の規定による通行の許可をしたときは、様式第3号の通行禁止（歩行者用）道路通行許可車標章を交付するものとする。

2 第5条の3第4項及び第7項の規定は、前項の規定により標章の交付を受けた場合について準用する。

(緊急自動車の指定)

第6条 令第13条第1項の規定による緊急自動車の指定の申請は、様式第4号の緊急自動車指定申請書を公安委員会に提出して行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき緊急自動車の指定をしたときは、申請者に様式第5号の緊急自動車指定証（以下この条において「指定証」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により指定証の交付を受けた者（以下この条において「指定証被交付者」という。）は、指定に係る自動車に当該指定証を備え付けなければならない。

4 指定証被交付者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、様式第6号の緊急自動車指定証記載事項変更届により速やかに公安委員会に届け出て、指定証の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 指定証被交付者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、様式第7号の緊急自動車指定証再交付申請書により指定証の再交付を申請しなければならない。この場合において、指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、又は回復したときは、速やかに当該指定証を公安委員会に返納しなければならない。

6 指定証被交付者は、当該指定に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったときは、速やかに指定証を公安委員会に返納しなければならない。

(緊急自動車の届出)

第6条の2 令第13条第1項の規定による緊急自動車の届出は、様式第4号の緊急自動車届出書を公安委員会に提出して行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、届出者に様式第5号の緊急自動車届出確認証（以下この条において「届出確認証」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により届出確認証の交付を受けた者（以下この条において「届出確認証被交付者」という。）は、届出に係る自動車に当該届出確認証を備え付けなければ

ならない。

- 4 届出確認証被交付者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、様式第6号の緊急自動車届出確認証記載事項変更届により速やかに公安委員会に届け出て、届出確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 届出確認証被交付者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、様式第7号の緊急自動車届出確認証再交付申請書により、届出確認証の再交付を受けることができる。この場合において、届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し、又は回復したときは、速やかに当該届出確認証を公安委員会に返納しなければならない。
- 6 届出確認証被交付者は、当該届出に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったときは、速やかに届出確認証を公安委員会に返納しなければならない。

(道路維持作業用自動車の申請等)

第6条の3 第6条の規定は令第14条の2第2号の規定による道路維持作業用自動車の申請について、前条の規定は令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出について、それぞれ準用する。

(署長の行う駐車の許可)

第7条 法第45条第1項ただし書の規定による駐車の許可は、当該許可に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

(1) 駐車日時が次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車をいう。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車場所が次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第2項に規定する場所及び放置駐車となる場合にあっては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が次のいずれにも該当するものであること。

ア 当該車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他当該申請に係る駐車以外の態様の駐車によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車が可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は容積の大きな貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあっては、その用務先からおおむね100メートル以内

2 前項の駐車の許可を受けようとする者は、様式第8号の駐車許可申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（当該申請に係る場所に印を付し、

その周辺の建物又は施設の名称等が判別できるもの)

(3) 申請に係る場所が2以上ある場合は、当該申請に係る場所の地番を記載した一覧表

4 第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

5 署長は、駐車を許可した場合は、様式第8号の許可証を交付しなければならない。

6 前項の許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車している間、当該車両の前面の外部から見やすい場所に掲示しなければならない。

(高齢運転者等標章の返納)

第7条の2 法第45条の2第4項の規定による公安委員会への高齢運転者等標章の返納は、署長を経由して行わなければならない。

(放置違反金の納付命令)

第7条の2の2 法第51条の4第5項の文書の様式は、様式第8号の2によるものとする。

2 前項の放置違反金納付命令書に記載する納付の期限は、同項の放置違反金納付命令書を発出した日から20日を経過した日とする。

3 公安委員会は、法第51条の4第18項の納付命令に係る公示送達については、様式第8号の3の放置違反金納付命令公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(放置違反金の納付命令の取消し等)

第7条の3 法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消しの通知は、様式第8号の4の放置違反金納付命令取消通知書によって行うものとする。ただし、同項後段の規定により放置違反金に相当する金額を還付する場合にあっては、様式第8号の5の放置違反金納付命令取消兼還付通知書によって行うものとする。

(弁明の通知)

第7条の4 法第51条の4第6項の規定による通知は、様式第8号の6の弁明通知書によって行うものとする。

2 前項の弁明通知書に記載する弁明書の提出期限は、前項の弁明通知書を発出した日から14日を経過した日とする。

(弁明の通知の公示送達)

第7条の5 法第51条の4第7項の規定による通知は、様式第8号の7の弁明通知公示送達書によって行うものとする。

2 前項の弁明通知公示送達書に記載する弁明書の提出期限は、法第51条の4第7項後段の規定により通知が到達したものとみなされる日から14日を経過した日とする。

(放置違反金に相当する金額の仮納付)

第7条の6 法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額の仮納付の期限は、第7条の4第2項に規定する日とする。

(仮納付に係る金額の返還)

第7条の7 法第51条の4第12項の規定による通知の書面の様式は、様式第8号の8の仮納付金返還通知書によるものとする。

(放置違反金の督促)

第7条の8 法第51条の4第13項の規定による督促は、放置違反金の納付の期限の経過後20日以内に様式第8号の9の督促状によって行うものとする。

2 前項の督促状によって指定する納付の期限は、督促状を発する日から10日を経過した日とする。

3 公安委員会は、法第51条の4第18項の督促に係る公示送達については、様式第8号の10の督促状公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(延滞金)

第7条の9 公安委員会は、法第51条の4第13項の規定による督促をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該放置違反金につき年14.5パーセントの割合で、納付の期限の翌日から納付の日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

(1) 法第51条の4第5項に規定する納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法第51条の4第5項に規定する納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(滞納処分)

第7条の10 公安委員会は、放置違反金及び放置違反金に係る延滞金（以下「放置違反金等」という。）の徴収及び滞納処分に関する事務を、秋田県警察の職員のうちから警察本部長が指定した者に行わせることができる。

2 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、様式第8号の11の徴収職員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(納入の通知)

第7条の11 放置違反金等の納入の通知は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）に定める納入通知書によって行うものとする。

(市区町村への照会)

第7条の12 法第51条の5第2項の規定による市区町村への照会は、様式第8号の12の身上調査照会書及び様式第8号の13の車両使用者等照会書によって行うものとする。

(登録申請書等)

第7条の13 委託に関する規則第2条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の登録申請書の様式は、様式第8号の14によるものとする。

2 委託に関する規則第2条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により前項の登録申請書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託に関する規則第2条第2項第2号に掲げる書類 様式第8号の15の役員名簿

(2) 委託に関する規則第2条第2項第3号ハ及びニに掲げる書類 様式第8号の16の診断書

(3) 委託に関する規則第2条第2項第4号に掲げる書類 様式第8号の17の誓約書

(4) 委託に関する規則第2条第2項第5号に掲げる書類 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める書類

ア 法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合する旨を説明する書類 様式第8号の18の誓約書

イ 法第51条の8第4項第2号に掲げる要件に適合する旨を説明する書類 駐車監視員資格者証の写し

ウ 法第51条の8第4項第3号に掲げる要件に適合する旨を説明する書類 法人の登記事項証明書又はこれに代わる書面

(登録簿)

第7条の14 法第51条の8第5項の登録簿の様式は、様式第8号の19によるものとする。

(登録等の通知)

第7条の15 公安委員会は、法第51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を行い、前条の登録簿に記載したときは、申請者に対し様式第8号の20の登録（登録更新）通知書により通知しなければならない。

2 公安委員会は、法第51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を拒否したときは、申請者に対し様式第8号の21の登録（登録更新）申請に関する通知書により通知しなければならない。

(登録の更新の申請の期間)

第7条の16 法第51条の8第6項の登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の3月前から2月前までの間に公安委員会に様式第8号の14の登録更新申請書を提出しなければならない。

(登録の取消しの通知)

第7条の17 公安委員会は、法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、その法人に対し様式第8号の22の登録取消処分通知書により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者講習受講申込書等)

第7条の18 委託に関する規則第7条第1項の受講申込書の様式は、様式第8号の23によるものとする。

2 公安委員会は、前項の受講申込書を受理したときは、様式第8号の24の駐車監視員資格者講習受講票を交付するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書及び認定書の再交付申請)

第7条の19 委託に関する規則第9条第2項（委託に関する規則第10条第5項において準用する場合を含む。）の再交付申請書の様式は、様式第8号の25によるものとする。

(認定申請)

第7条の20 委託に関する規則第10条第2項の認定申請書（以下「認定申請書」という。）の様式は、様式第8号の26によるものとする。

2 委託に関する規則第10条第3項の規定により認定申請書に添付しなければならない書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めたとおりとする。

(1) 委託に関する規則第10条第1項第1号に該当する者 申請者の経歴に関しその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面

(2) 委託に関する規則第10条第1項第2号に該当する者 申請者が作成する経歴書及び放置車両確認機関又は放置車両確認機関であった法人が作成する認証書類

(3) 委託に関する規則第10条第1項第3号に該当する者 申請者が作成する経歴書、所属団体等の証明書、推薦状その他公安委員会が必要と認める書類

(認定の拒否)

第7条の21 公安委員会は、委託に関する規則第10条第1項の認定の申請をした者が同項各号のいずれにも該当しないと認めたときは、その認定の申請を拒否しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定により認定の申請を拒否したときは、申請者に対し様式第8号の27の駐車監視員資格者認定に関する通知書により通知しなければならない。

(認定審査)

第7条の22 公安委員会は、委託に関する規則第10条第1項の認定の申請をした者が同項各号のいずれかに該当すると認めたときは、筆記による認定審査を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の認定審査を行うときは、申請者に対し様式第8号の28の駐車監視員資格者認定審査受検票を交付するものとする。

(駐車監視員資格者証交付申請書等)

第7条の23 委託に関する規則第11条第1項の交付申請書の様式は、様式第8号の29によるものとする。

2 委託に関する規則第11条第2項の規定により前項の交付申請書に添付しなければならない書類の様式は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託に関する規則第2条第2項第3号ハ及びニに掲げる書類 様式第8号の16の診断書

(2) 委託に関する規則第11条第2項第3号に掲げる書類 様式第8号の30の誓約書

(駐車監視員資格者証交付者名簿)

第7条の24 公安委員会は、駐車監視員資格者証を交付したときは、様式第8号の31の駐車監視員資格者証交付者名簿に登載するものとする。

(交付の拒否)

第7条の25 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付の申請をした者が、法第51条の13第1項第2号イからハまでのいずれかに該当すると認めたときは、駐車監視員資格者証の交付を拒否しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定により駐車監視員資格者証の交付を拒否したときは、申請者に対し様式第8号の32の駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者証書換え交付申請書)

第7条の26 委託に関する規則第13条第1項の書換え交付申請書の様式は、様式第8号の33によるものとする。

(駐車監視員資格者証再交付申請書)

第7条の27 委託に関する規則第13条第2項の再交付申請書の様式は、様式第8号の34によるものとする。

(駐車監視員資格者証返納命令書)

第7条の28 委託に関する規則第14条第1項の返納命令書の様式は、様式第8号の35によるものとする。

(軽車両の灯火)

第8条 令第18条第1項第5号の公安委員会が定める灯火は、次に掲げるものとする。ただし、軽車両は、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる灯火をつけることを要しない。

(1) 灯火の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯

(2) 灯火の色が橙(とう)色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有する尾灯

2 前項ただし書の反射器材は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

(2) 反射光の色は、橙（とう）色又は赤色であること。

（自動車の積載物の高さの制限）

第8条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が支障がないと認めて定める自動車は別表第2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは4.1メートルとする。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第9条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるものとする。

(1) 乗車人員の制限

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人をひも等で確実に結び、背負っている場合（(イ)に該当する場合を除く。）

(エ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(オ) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させている場合

(カ) タンデム自転車（2以上の乗車装置及びペダルが縦列に設けられた自転車をいう。）に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させる場合

イ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2) 積載物の重量の制限

積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、貨物運搬用自転車にあつては65キログラムを、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さの制限

ア 長さは、自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートル、自転車以外の軽車両にあつてはその積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ 幅は、積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さは、2メートル（自転車にあつては1.5メートル、自転車以外の軽車両にあつては3.5メートル）から積載する場所の高さを減じたもの

(4) 積載物の積載方法の制限

ア 積載装置から前後に、自転車にあつては0.3メートル、自転車以外の軽車両にあつては0.6メートルをそれぞれ超えないこと。

イ 積載装置から左右に、自転車にあつては0.15メートル、自転車以外の軽車両にあつては0.3メートルをそれぞれ超えないこと。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第10条 法第60条の規定による自動車以外の車両によってするけん引の制限は、次に掲げるものとする。

- (1) 原動機付自転車及び軽車両の運転者は、1台を超える車両をけん引してはならない。
- (2) 原動機付自転車の運転者は、けん引するための装置を有する原動機付自転車によってけん引されるための装置を有する車両をけん引する場合を除き、他の車両をけん引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車をけん引することがやむを得ない場合で次に定めるところによりその自動車又は一般原動機付自転車をけん引するときは、この限りでない。
 - ア けん引する原動機付自転車とけん引される自動車又は一般原動機付自転車(以下この号において「故障車」という。)相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下この号及び次号において「ロープ等」という。)によって確実につなぐこと。
 - イ 故障車に係る運転免許を受けた者を、当該故障車に乗車させて、ハンドルその他の装置を操作させること。
 - ウ けん引する原動機付自転車と故障車との間の距離は、5メートルを超えないこと。
 - エ 故障車をけん引するロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。
- (3) 軽車両の運転者は、軽車両により他の車両をけん引するときは、けん引する軽車両とけん引される軽車両相互を堅ろうなロープ等によって確実につなぐなければならない。

(運転者の遵守事項)

第11条 法第71条第6号の規定による公安委員会が必要と認めて定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 後退する場合において車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させる等により後方の安全を確認すること。
- (2) 運転操作の妨げとなるような服装をし、又はげた類、木製サンダルその他運転操作の妨げとなるような履物を履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (3) ブレーキ及び警音器の整備されていない自転車を運転しないこと。
- (4) 道路において、傘をさし、若しくは物を持つ等安定を失うおそれのある方法又はヘッドホン若しくはイヤホンを使用して両耳をふさぐ等周囲の音が十分に聞こえないような状態で自転車を運転しないこと。
- (5) 積雪又は凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転するときは、全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ(接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)又は鎖を取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。この場合において、被けん引車は、そのけん引する自動車の一部とみなす。
- (6) カーラジオ等を高音にして、安全運転に支障のある状態で車両を運転しないこと。
- (7) 他の者を乗車させるときは、乗車装置にまたがらせないで大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転しないこと。
- (8) 普通自動二輪車(原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証

実験において使用されるものを除く。以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(安全運転管理者等の選任又は解任の届出)

第11条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任若しくは解任の届出又は安全運転管理者の届出事項の変更の届出は様式第9号の安全運転管理者に関する届出書を、同項の規定による副安全運転管理者の選任若しくは解任の届出又は副安全運転管理者の届出事項の変更の届出は様式第10号の副安全運転管理者に関する届出書を、公安委員会に提出して行わなければならない。

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 安全運転管理者等の運転免許証の写し、又は氏名、生年月日及び住所の記載のあるもの
- (2) 安全運転管理者にあつては、自動車の運転の管理に関する経歴等を記載した書面又は様式第11号の職務経歴書
- (3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転経験の期間を証明するもの(現に自動車の運転免許を受けている者は、運転免許証の写しをもって自動車の運転経験の期間の証明に代えることができる。)又は自動車の運転の管理に関する経歴等を記載した書面若しくは様式第11号の職務経歴書
- (4) 現に自動車の運転免許を受けている安全運転管理者等は、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの(届出前30日以内に発行されたものに限る。)又はその写し

(解任命令)

第11条の3 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、様式第14号の安全運転管理者(副安全運転管理者)解任命令書を交付して行うものとする。

(是正措置命令)

第11条の4 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、様式第15号の安全運転管理者業務に関する是正措置命令書を交付して行うものとする。

(報告又は資料の提出の命令)

第11条の5 法第75条の2の2の規定による自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料の提出の命令は、様式第16号の報告・資料の提出命令書を交付して行うものとする。

(道路における禁止行為)

第12条 法第76条第4項第7号の規定による公安委員会が定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通の頻繁な道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) 交通の妨害となるような方法で、泥土、汚水、ごみ、くず等をみだりに道路にまき、又は捨てること。
- (3) 交通の妨害となるような方法で、みだりに物件を道路に突き出すこと。
- (4) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (5) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (6) 車両等の運転者の眼を幻惑するような光をみだりに道路に投射すること。

(道路の使用許可)

第13条 法第77条第1項第4号の規定による公安委員会が定める行為は、次に掲げるもの（第4号、第7号又は第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動としてそれぞれ行われるものを除く。）とする。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路においてロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他の集団行進（学生、生徒及び園児の遠足等を除く。）をすること。
- (4) 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (5) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路において、旗、のぼり、看板その他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝をすること。
- (7) 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして道路を通行すること。
- (8) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 交通の頻繁な道路に、広告又は宣伝等のため印刷物を散布し、又は交通の頻繁な道路において通行する者にこれを交付すること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

（道路使用許可申請書の添付書類）

第13条の2 施行規則第10条第3項の公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路の使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 工作物を設ける場合にあっては、その設計図及び仕様書
（違法工作物等に対する措置命令）

第14条 法第81条第1項の規定による署長の措置命令は、様式第17号の措置命令書によって行うものとする。

（沿道工作物等に対する措置命令）

第15条 法第82条第1項の規定による署長の措置命令は、様式第18号の措置命令書によって行うものとする。

（運転免許試験の場所）

第15条の2 法第89条第1項に規定する運転免許試験及び法第100条の2第1項に規定する再試験は、公安委員会が別に指定する場所のほか、秋田県警察本部交通部運転免許センターにおいて行うものとする。

（運転免許に関する申請書に申請用写真の添付を要しない場合）

第15条の3 次に掲げる申請又は申出を行う場合は、当該申請又は申出に関する申請書に申請用写真の添付を要しないものとする。

- (1) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請
- (2) 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請
- (3) 法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請
- (4) 法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証等の更新の申請
- (5) 法第104条の4第1項後段の規定による免許の取消しの申請に併せて行う他の種類の免許を受けたい旨の申出

- (6) 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請
- (7) 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請
- (8) 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請
(経由地における更新申請書の提出)

第15条の4 法第101条の2の2の規定により免許証等の更新を受けようとする者は、法第101条第1項の更新申請書を運転免許センター長に提出しなければならない。

(運転経歴証明書等)

第15条の5 施行規則第30条の8第1項の運転経歴証明書交付等申請書の様式は、様式第18号の2によるものとする。

2 施行規則第30条の10第2項の運転経歴証明書記載事項変更届の様式は、様式第18号の3によるものとする。

3 施行規則第30条の11第1項の運転経歴証明書再交付申請書の様式は、様式第18号の4によるものとする。

4 施行規則第30条の12第2項の運転経歴証明書返納届の様式は、様式第18号の5によるものとする。

5 施行規則第30条の15第2項の運転経歴情報抹消届の様式は、様式第18号の6によるものとする。

(安全運転管理者等講習)

第16条 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 前項の講習を受講した者には、受講したことを証明する様式第19号の受講証明書を交付するものとする。

(取消処分者講習等)

第16条の2 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 取消処分者講習を受けようとする者は、様式第20号の取消処分者講習申出書を公安委員会又は当該取消処分者講習を行う指定講習機関に提出しなければならない。

3 取消処分者講習を終了した者には、様式第21号の取消処分者講習終了証明書を交付するものとする。

4 前項の終了証明書の交付を受けた者は、運転免許試験を受験する場合には、公安委員会に当該終了証明書を提出しなければならない。

5 第3項の規定により交付された終了証明書を紛失したときは、様式第22号の取消処分者講習終了証明書再交付申請書を当該終了証明書を発行した公安委員会又は指定講習機関に提出し、終了証明書の再交付を受けなければならない。

(停止処分者講習)

第16条の3 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 前項の講習を受けようとする者は、様式第23号の講習申出書を公安委員会に提出しなければならない。

3 法第90条第12項及び法第103条第10項（法第107条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する免許の保留又は免許の効力の停止の期間を短縮できる基準は、別表第3のとおりとする。

4 前項の期間を短縮した者には、様式第24号の運転免許停止（保留）期間短縮通知書を交付するものとする。

(普通車講習等の申請)

第16条の4 法第108条の2第1項第4号及び第5号並びに第7号及び第8号に掲げる

講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、様式第25号の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(原付講習)

第16条の5 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、様式第26号の原付講習申出書を公安委員会に提出しなければならない。

(指定自動車教習所職員講習)

第16条の6 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 前項の講習を終了した者には、様式第27号の終了証を交付するものとする。

(初心運転者講習)

第16条の7 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けようとする者は、様式第28号の初心運転者講習申出書を当該講習を行う指定講習機関に提出しなければならない。

- 2 前項の講習を終了した者には、様式第29号の初心運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(更新時講習)

第16条の8 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする

(高齢者講習等)

第16条の9 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習、法第97条の2第1項第3号イに掲げる認知機能検査及び運転技能検査は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、様式第29号の2の高齢者講習等申出書を公安委員会に提出しなければならない。

(違反者講習)

第16条の10 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、様式第29号の3の違反者講習申出書を公安委員会に提出しなければならない。

(特定小型原動機付自転車運転者講習)

第16条の10の2 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の様式は、様式第29号の4によるものとする。

- 3 特定小型原動機付自転車運転者講習終了証再交付申請書の様式は、様式第29号の5によるものとする。

(自転車運転者講習)

第16条の10の3 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 自転車運転者講習終了証書の様式は、様式第29号の6によるものとする。

- 3 自転車運転者講習終了証書再交付申請書の様式は、様式第29号の7によるものとする。

(特定任意高齢者講習等)

第16条の11 法第108条の2第2項の規定による講習で講習規則に定めるものを受けようとする者は、次に掲げる申請書又は申出書を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 講習規則第1条に定める基準に適合する講習を受けようとする者については、様式第30号の2の特定任意高齢者講習受講申出書

(2) 講習規則第2条に定める基準に適合する講習を受けようとする者については、様式第30号の特定任意講習希望日時等申請書

2 公安委員会は、前項の申請又は申出があったときは、日時及び場所を指定して、これを行うものとする。

3 前項の指定を受けた第1項第2号の講習を受けようとする者は、当該講習の開始時刻までに、様式第31号の特定任意講習受講申出書を公安委員会に提出しなければならない。

(指定講習機関の指定)

第16条の12 法第108条の4第1項の規定による指定を受けようとする者は、様式第32号の指定講習機関指定申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、様式第33号の指定書を交付するものとする。

(運転適性指導員)

第16条の13 公安委員会は、講習機関規則第5条第5号に規定する審査に合格した者に対し様式第33号の2の運転適性指導員審査合格証書を交付するものとする。

2 公安委員会は、取消処分者講習を適正かつ確実に行わせるため、指定講習機関に対し次に掲げる者に係る様式第33号の3の取消処分者講習に係る実務実習通知書を交付し、実務実習を行うものとする。

(1) 講習機関規則第5条第5号に規定する講習を終了した者で、運転適性指導員として取消処分者講習に従事することを予定している者

(2) 講習機関規則第5条第5号に規定する審査に合格した者のうち、取消処分者講習に従事した期間の終了後3年以上経過している者

(3) 取消処分者講習に従事する者のうち、公安委員会が実務実習の必要性があると認めた者

(4) 取消処分者講習に従事する者のうち、指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった者

3 前項の実務実習を行った結果については、指定講習機関に対し様式第33号の4の取消処分者講習に係る実務実習結果通知書を交付するものとする。

(若年運転者講習)

第16条の14 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けようとする者は、様式第34号の若年運転者講習受講申出書を当該講習を行う指定講習機関に提出しなければならない。

2 前項の講習を終了した者には、様式第35号の若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域)

第16条の15 法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域は、警察署の管轄区域とする。

(認知機能検査員講習)

第16条の16 法第97条の2第1項第3号イ若しくは同項第5号、法第101条の4第2項、法第101条の7第1項又は法第108条の32の3第1項第3号イに規定する認知機能検

査を実施する者に対する講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 前項の講習を終了した者には、様式第36号の終了証を交付するものとする。

(臨時適性検査)

第16条の17 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査のうち、法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2の認知症の検査にあつては、公安委員会が検査に当たる医師を委嘱するものとする。

2 公安委員会は法第102条及び法第107条の4の規定に基づく臨時適性検査及び運転者の運転適性に関する相談業務を運転免許センター長及び署長に行わせるものとする。

(運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定等)

第16条の18 法第108条の32の2第1項の認定を受けようとする者は、様式第37号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。公安委員会は、認定をしたときは、様式第38号の認定書を交付するものとする。

2 認定教育規則第4条第2項第4号による指定を受けようとする者は、様式第39号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。公安委員会は、指定をしたときは、様式第40号の指定書を交付するものとする。

3 法第108条の32の3第1項の認定を受けようとする者は、様式第41号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。公安委員会は、認定をしたときは、様式第42号の認定書を交付するものとする。

4 認定検査規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号による指定を受けようとする者は、様式第43号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。公安委員会は、指定をしたときは、様式第44号の指定書を交付するものとする。

(運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定の電磁的記録媒体による手続)

第16条の19 認定規則第13条又は認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであつて、秋田県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

(使用者に対する通知)

第17条 法第108条の34の規定による通知は、様式第45号の通知書によって行うものとする。

(権限の委任)

第18条 法、令、施行規則、講習機関規則、講習規則、認定規則、委託に関する規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に関し必要な事項は、秋田県警察本部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和39年9月15日から施行する。
- 2 秋田県道路交通法施行細則（昭和35年秋田県公安委員会規則第12号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則第5条の規定により告示した事項は、この規則第5条の規定により告示したものとみなす。
- 4 旧規則第6条の規定により指定した緊急自動車は、この規則第6条の規定により指定したものとみなす。
- 5 旧規則の指定により、公安委員会又は署長がした許可その他の処分（以下「許可等」という。）で、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定により公安委員会又は署長がした許可等とみなす。

附 則（昭和40年11月2日公安委員会規則第10号）

改正 昭和40年11月公安委員会規則第12号

この規則は、昭和40年11月2日から施行する。

附 則（昭和40年11月30日公安委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年11月16日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月8日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年1月16日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月30日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月25日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月28日公安委員会規則第13号）

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月19日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年9月1日公安委員会規則第7号）

この規則は、昭和58年10月20日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月10日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年10月30日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（平成2年8月31日公安委員会規則第4号）

- 1 この規則は、平成2年9月1日から施行する。ただし、第16条の3第3項の改正規定及び様式第23号の改正規定（同様式を様式第24号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）附則第3項の規定によ

りなおその効力を有するものとされる同法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号に規定する講習については、なお、従前の例による。

附 則（平成2年12月28日公安委員会規則第9号）
この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成4年10月30日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成6年4月28日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年10月28日公安委員会規則第10号）
この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8年8月30日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成10年9月16日公安委員会規則第7号）
この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日公安委員会規則第7号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月11日公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年5月19日公安委員会規則第9号）
この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日公安委員会規則第11号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月19日公安委員会規則第14号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日公安委員会規則第15号）
この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年1月24日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月13日公安委員会規則第4号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日公安委員会規則第7号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月31日公安委員会規則第7号）
この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年4月25日公安委員会規則第6号）
この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日公安委員会規則第8号）
この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月16日公安委員会規則第2号）

1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正後の秋田県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表第1に掲げる道路を通行した自動車に対する新規則第8条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月30日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成16年3月31日から施行する。

附 則（平成16年9月17日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成16年9月21日から施行する。

附 則（平成16年11月5日公安委員会規則第11号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の秋田県道路交通法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年4月1日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月1日公安委員会規則第9号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県道路交通法施行細則第2条第2項、第7条の2第4号、第7条の3から第7条の6まで、第7条の14第1項、様式第8号の2、様式第8号の5、様式第8号の8から様式第8号の10まで、様式第8号の11（裏）、様式第8号の13（裏）、様式第8号の14、様式第8号の18、様式第8号の20及び様式第8号の23の規定の適用については、同規則第2条第2項中「法第51条の8第2項」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定により行う同法第3条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第51条の8第2項」と、「法第51条の13第1項」とあるのは「新法第51条の13第1項」と、同規則第7条の2第4号、第7条の3から第7条の6まで及び第7条の14第1項中「法」とあるのは「新法」と、同規則様式第8号の2、様式第8号の5、様式第8号の8から様式第8号の10まで、様式第8号の11（裏）、様式第8号の13（裏）、様式第8号の14、様式第8号の18、様式第8号の20、及び様式第8号の23中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定により行う同法第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則（平成17年9月16日公安委員会規則第15号）

この規則は、平成17年9月20日から施行する。ただし、別表第1 東北横断自動車道釜石秋田線の項及び同表一般国道7号の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成18年4月1日から、別表第1の改正規定は、同年3月20日から施行する。

附 則（平成18年5月16日公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年5月31日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日公安委員会規則第13号）

この規則は、平成18年10月2日から施行する。

附 則（平成19年3月16日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月18日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年7月27日公安委員会規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の秋田県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第5条の2に定める様式第1号(1)から(3)までの標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の秋田県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第5条の2に定める各標章とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に交付された旧規則第7条第3項に定める許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、新規則第7条第5項に定める許可証とみなす。
- 4 公安委員会は、新規則第5条の3の規定により、新規則第5条の2第3号アからオまでのいずれかに該当する者から同号に定める標章の交付の申請を受けた場合において、当該申請者が使用中の車両に掲示するため現に交付している同号又は旧規則第5条の2第3号に定める標章があるときは、当該標章と引換えに、新規則第5条の3第3項の規定による標章の交付を行うものとする。
- 5 旧規則第5条の2第3号の定める標章の交付を受けていた者（新規則の適用を受ける者を除く。）は、新規則第5条の2第3号アからオまでに掲げる者とみなして新規則を適用する。
- 6 当分の間、新規則別表第1下肢不自由の項中「3級の1」とあるのは「4級」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年9月18日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成19年9月19日から施行する。ただし、第5条の2第2号カ(シ)、様式第9号（裏）及び様式第10号（裏）の改正規定は公布の日から、同条第2号カ(サ)の改正規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成23年1月4日から施行する。

附 則（平成23年3月8日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 5 月26日公安委員会規則第 4 号）
この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月31日公安委員会規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日公安委員会規則第 3 号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月10日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成29年 3 月12日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日公安委員会規則第 6 号）
この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 8 月15日公安委員会規則第10号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月16日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 大仙市道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日公安委員会規則第 5 号）
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月26日公安委員会規則第 6 号）
この規則は、平成31年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月31日公安委員会規則第 9 号）
この規則は、令和元年 7 月31日から施行する。

附 則（令和元年12月20日公安委員会規則第11号）
この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月24日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年12月25日公安委員会規則第 7 号）
この規則は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月27日公安委員会規則第10号）
この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月13日公安委員会規則第 5 号）
この規則は、令和 4 年 5 月13日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月27日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月24日公安委員会規則第 4 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月27日公安委員会規則第 7 号）
この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月23日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、令和 6 年 1 月23日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月19日公安委員会規則第 5 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月25日公安委員会規則第 9 号）
この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年10月29日公安委員会規則第10号）

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（令和7年3月18日公安委員会規則第2号）
- この規則は、令和7年3月24日から施行する。

別表第1（第5条の2関係）
身体障害者及び戦傷病者の障害区分等

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	1級から2級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

別表第2（第8条の2関係）

種別	路線番号	路線名	区間
----	------	-----	----

高速自動車 国道		東北縦貫自動車 道弘前線	鹿角市八幡平字湯瀬棒岱野1番地先から鹿角 郡小坂町大字荒谷外2字小滝外6国有林3004 林班た1小班地先まで
		東北横断自動車 道釜石秋田線	横手市山内黒沢字田代沢91番地先から秋田市 上新城道川字ウトフ坂地内秋田北インターチ ェンジまで
		日本海沿岸東北 自動車道	由利本荘市二十六木根本田地内本荘インター チェンジから秋田市河辺松瀬字松木台地内河 辺ジャンクションまで
			潟上市昭和太久保字元木田地内昭和男鹿半島 インターチェンジから山本郡三種町鹿渡字金 仏地内琴丘森岳インターチェンジまで
			大館市商人留字坂下地内釈迦内パーキングエ リアから鹿角郡小坂町小坂字田沢地内小坂ジ ャンクションまで
一般国道	7号	象潟仁賀保道路	にかほ市象潟町小滝字梨ノ木台地内象潟イン ターチェンジから同市両前寺字家ノ浦地内仁 賀保インターチェンジまで
		仁賀保本荘道路	にかほ市両前寺字家ノ浦地内仁賀保インター チェンジから由利本荘市二十六木根本田地内 本荘インターチェンジまで
		秋田外環状道路	秋田市上新城道川字五百刈沢地内秋田北イン ターチェンジから同市金足岩瀬字木ノ前地 内昭和男鹿半島インターチェンジまで
		琴丘能代道路	山本郡三種町鹿渡字金仏地内琴丘森岳インタ ーチェンジから能代市二ツ井町切石字鳥坂地 内二ツ井白神インターチェンジまで
		鷹巣大館道路	北秋田市脇神字法泉坊沢地内大館能代空港イ ンターチェンジから大館市櫃崎字出川道上二 井田真中インターチェンジまで
		大館西道路	大館市櫃崎字出川道上地内二井田真中インタ ーチェンジから同市商人留字坂下地内釈迦内 パーキングエリアまで
	13号	院内道路	湯沢市上院内字新雄勝8番2から同市下院内 柳原40番1まで
		湯沢横手道路	湯沢市横堀字中屋敷地内雄勝こまちインター チェンジから横手市婦気大堤字田久保下地内 横手インターチェンジまで
	105号	岩谷道路	由利本荘市大谷字鍋倉26番3から同市米坂字 家ノ前地内大内ジャンクションまで
		大曲西道路	大仙市内小友字中伊岡地内伊岡インターチェ ンジから同市和合字田中地内和合インターチ ェンジまで
	7号		にかほ市象潟町小砂川字三崎1番54地先から 大館市長走字下内沢29番1まで
	13号		湯沢市上院内字矢込沢国有林81林班れ小班か

			ら秋田市川尻町字大川反233番7まで 横手市婦気大堤字田久保下115番1から同市 安田字越廻46番1まで
	46号		仙北市田沢湖生保内字生保内沢国有林3054林 班あ小班から大仙市協和境字岸館74番2地先 まで
	101号		山本郡八峰町八森字大間18番2地先から能代 市字芝童森7番8地先まで 男鹿市船川港比詰字羽立40番5から秋田市金 足岩瀬字小川瀬31番1まで
	103号		鹿角市十和田毛馬内字中陣場88番3地先か ら大館市立花字上立花180番1地先まで
	105号		由利本荘市井戸尻23番11地先から同市一番堰 159番2まで 仙北市田沢湖小松字城廻99番6から同市田沢 湖小松字山崎203番1まで 仙北市小松字真木口78番1地先から同市西木 町西明寺字相内6番3地先まで 北秋田市七日市字圀ノ内23地先から同市綴子 字大堤397番1地先まで
	107号		横手市安田字越廻82番1から同市雄物川町大 沢字根羽子沢21番12まで 由利本荘市大築字笹井5番5地先から同市一 番堰159番2まで
	108号		湯沢市秋ノ宮字役内山国有林45林班地先から 同市横堀字六郎川原68番15地先まで 湯沢市上院内字釜ノ上21番地先から由利本荘 市玉ノ池字元屋布298番地先（玉ノ池交差点） まで
	282号		鹿角市八幡平字湯瀬安南岩3番1地先から鹿 角郡小坂町荒谷外2字小滝外6国有林3009林 班ち小班まで
	341号		仙北市田沢湖小松字二枚橋26番1から同市角 館町西長野月見堂84番まで
	342号		横手市十文字町佐賀会字下沖田834番1から 同市増田町増田字石神西37番まで
	398号		湯沢市字鶴館38番4から同市字沖鶴69番6ま で
県道	2号	大館十和田湖線	大館市御成町二丁目283番地先から同市有浦 一丁目180番地先まで
	10号	本荘西仙北角館 線	大仙市刈和野字寄騎館40番2から同市字刈和 野299番地先まで
	13号	湯沢雄物川大曲 線	湯沢市字沖鶴69番6から同市岩崎字袖森合3 番1まで
	15号	秋田八郎潟線	南秋田郡八郎潟町字上沖谷地128番1地先か ら同町夜叉袋字下昼寝248番1まで

		南秋田郡八郎潟町字上沖谷地128番1地先から同郡五城目町野田字合野336番9まで
21号	大館停車場線	大館市御成町一丁目180番先から同市御成町二丁目283番地先まで
24号	鷹巣川井堂川線	北秋田市脇神字岱89番地16から同市上杉字金沢312番地4地先まで
26号	秋田停車場線	秋田市旭北栄町528番から同市川尻町字大川反233番234地先まで
30号	神岡南外東由利線	大仙市花館字間倉洲崎57番2地先から同市神宮寺字本郷野76番9まで
37号	琴丘上小阿仁線	山本郡三種町鹿渡字西小瀬川161から同町鹿渡字金仏8番1まで
41号	秋田昭和線	秋田市仁井田字川久保16番1地先から同市添川字地ノ内172番9地先まで
42号	男鹿八竜線	男鹿市船越字内子294番74地先から同市払戸字大樋130番1地先まで
43号	本荘西目線	由利本荘市荒町字真城136番地1先（万願寺交差点）から由利本荘市玉ノ池字元屋布289番地1先（玉ノ池交差点）まで
44号	雄和岩城線	由利本荘市内道川字川向44番2から同市内道川字観音下46番1地先まで 由利本荘市内道川字観音下46番1地先から同市内道川字中道68番2まで
46号	秋田空港線	秋田市雄和椿川字山籠49番から同市雄和椿川字山籠49番まで 秋田市雄和椿川字山籠48番1地先から同市雄和平尾鳥字小平4番1地先まで
52号	比内田代線	大館市出川字上野14番地2地先から同市二井田字中前田318番地地先まで
56号	秋田天王線	秋田市浜田字滝ノ原49番1地先から同市土崎港南一丁目597番1地先まで 秋田市飯島道東二丁目197番1地先から潟上市天王字蒲沼92番1地先まで
58号	象潟矢島線	にかほ市象潟町浜山1番7から同市小滝字向本田21番3まで
61号	秋田御所野雄和線	秋田市御所野元町四丁目17番17から同市雄和椿川字小友沢40番7地先まで
62号	秋田北野田線	秋田市旭北栄町528番から同市下北手柳館字向田220番地先まで
64号	能代二ツ井線	能代市鰯渚字古屋布54番1地先から同市扇田字扇渚12番2地先まで
65号	寺内新屋雄和線	秋田市寺内字蛭根85番38地先から同市新屋町字割山273番2地先まで
66号	十二所花輪大湯線	大館市猿間字大西162番地先から同市十二所字頭無下17番地地先まで
67号	四ッ屋神岡線	大仙市神宮寺字家後20番3から同市北檜岡字

			嶋117番1地先まで
	72号	秋田北インター線	秋田市上新城中字南波掛28番2地先から同市外旭川字野村210番3地先まで
	126号	秋田操車場線	秋田市外旭川字菅野104番1地先から同市泉字登木65番まで
	165号	羽後本荘停車場線	由利本荘市花畑二丁目38番地先から同市裏尾崎町90番地先まで
	192号	釈迦内花岡白沢線	大館市釈迦内字稻荷山265番地1から同市花岡字前田40番21まで
	233号	土崎港秋田線	秋田市外旭川八柳三丁目281番から同市外旭川字四百刈4番1まで
	304号	払戸琴川線	男鹿市払戸字大堤130番1地先から同市払戸字渡部96番2地先まで
	324号	大館能代空港東線	北秋田市脇神字岱21番9地先から同市中屋敷字林台34番1地先まで
	325号	大館能代空港西線	北秋田市脇神字ハケノ下34番10地先から同市今泉字根立場2番211地先まで
	326号	秋田空港東線	秋田市雄和椿川字山籠49番から同市雄和椿川字山籠49番まで
鹿角市道	2022号	下川原南陣場線	鹿角市花輪字新矢272番2から同市十和田毛馬内字南陣場6番地3まで
	3802号	川原館線	鹿角市十和田末広字中川原30番地1から同市十和田末広字下モ平2番地まで
大館市道	14003号	大町山館線	大館市字大町98番から同市池内字田中988番まで
	14307号	大館駅東大館線	大館市清水一丁目27番1地先から同市御成町一丁目180番地先まで
	14316号	御成町片山根下戸線	大館市御成町三丁目98番3地先から同市中道二丁目13番2地先まで
	14703号	有浦東台線	大館市字観音堂306番から同市柄沢字小柄沢155番1まで
	17127号	二井田片貝沼田線	大館市二井田字中前田339番から同市二井田字前田野105番20まで
	17201号	二井田工業団地1号線	大館市二井田字前田野105番20から同市二井田字前田野5番21まで
	17211号	二井田工業団地3号線	大館市二井田字前田野5番17から同市二井田字前田野5番17まで
	18072号	十二所沢尻線	大館市十二所字折橋176番1から同市十二所字中野94番まで
北秋田市道	1043号	大野台幹線	北秋田市上杉字金沢339番地3から同市上杉字金沢313番地2まで
	20306号	工業団地1号線	北秋田市上杉字金沢339番地3から同市川井字横呑沢5番地130まで
能代市道	1005号	材木町東能代線	能代市字西赤沼13番1地先から同市扇田字扇渕12番2地先まで
	1255号	内陸木材団地1	能代市河戸川字西山下1番地1から同市河戸

		号線	川字北西山86番地地先まで
	1256号	内陸木材団地 2 号線	能代市河戸川字南西山下 4 番地24から同市河戸川字南西山18番地28地先まで
	1318号	赤沼 1 号線	能代市字西赤沼13番 1 地先から同市字東大瀬51番 4 地先まで
潟上市道	124号	追分下出戸線	潟上市天王字追分西15番 1 地先から同市天王字蒲沼92番35地先まで
秋田市道	1078号	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目 3 番 3 から同市上北手古野字脇ノ田129番まで
	1083号	金足添川線	秋田市外旭川字小谷地110番 2 地先から同市添川字境内川原 3 番 4 地先まで
	2136号	新都市 9 号線	秋田市御所野湯本六丁目 2 番10から同市御所野湯本六丁目 1 番 1 まで
	2141号	浜ナシ山港北線	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山 6 番25から同市土崎港西五丁目104番 2 まで
	2142号	中央市場 1 号線	秋田市外旭川字四百刈 2 番 6 から同市外旭川字待合82番まで
	2156号	八幡田地下道線	秋田市外旭川字三千刈198番 1 地先から同市泉菅野一丁目19番 1 号先まで
	2175号	新都市24号線	秋田市御所野湯本三丁目 1 番 4 地先から同市御所野元町三丁目 3 番 3 まで
	30724号	寺内神屋敷 6 号線	秋田市寺内字神屋敷295番37地先から同市寺内字神屋敷295番34地先まで
	30725号	寺内神屋敷 7 号線	秋田市寺内字神屋敷295番74から同市寺内字神屋敷295番28地先まで
	40010号	北浜工業団地 1 号線	秋田市飯島字砂田26番 7 から同市土崎港相染町字浜ナシ山 6 番23まで
	40429号	イサノ外旭川三千刈 1 号線	秋田市寺内字イサノ43番 1 地先から同市外旭川字三千刈127番 1 地先まで
	40431号	外旭川三千刈 1 号線	秋田市外旭川字三千刈171番 1 地先から同市外旭川字三千刈96番 1 地先まで
	40689号	北浜工業団地 3 号線	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山17番22から同市土崎港相染町字浜ナシ山17番20まで
	50439号	新都市10号線	秋田市上北手古野66番 2 地先から同市御所野元町三丁目 4 番37地先まで
	50440号	新都市11号線	秋田市上北手古野字脇ノ田130番 3 から同市上北手古野字台65番まで
由利本荘市道	10013号	由利中央線	由利本荘市裏尾崎90番地先から同市御門295番 1 番地先まで
大仙市道	1020号	芦沢通三枚橋小中島線	大仙市協和峰吉川字高寺山74番地 1 地先から同市刈和野字三枚橋小中島 5 番地 2 地先まで
	1045号	刈和野旧国道南線	大仙市北檜岡字下船戸111番地 1 地先から同市刈和野425番地 1 地先まで
横手市道	100068号	後野上長田線	横手市卸町29番地先から同市卸町19番地先まで
	100218号	横手停車場線	横手市駅前町895番 1 地先から同市駅前町896

			番地先まで
	110006号	厨川御所野線	横手市安本字下御所野35番24から同市安本字南御所野10番11まで
	110011号	杉沢安本線	横手市安本字南御所野174番から同市安本字南御所野10番11まで
	110022号	横手環状線	横手市中央町344番地先から同市三枚橋一丁目217番地先まで
	110025号	駅東線	横手市駅前町896番地先から同市前郷二番町866番地先まで
	120019号	卸団地中央線	横手市八幡字八幡103番地先から同市八幡字八幡79番地先まで
	120025号	西前郷線	横手市前郷二番町866番地先から同市中央町344番地先まで
湯沢市道	16015号	岩崎二井田線	湯沢市岩崎字南一条66番地1から同市岩崎字壇ノ上3番地まで
	16016号	岩崎森合線	湯沢市岩崎字南一条66番地1から同市岩崎字上宿154番地1まで
	36043号	壇ノ上中央線	湯沢市岩崎字壇ノ上3番地から同市岩崎字壇ノ上7番地まで
臨港道路		臨港道路1号線 (秋田港)	秋田市向浜一丁目2番1号地先から同市向浜二丁目地先(向浜一10埠頭)まで 秋田市向浜二丁目地先(向浜一10埠頭入口)から同市向浜二丁目地先(雄物川流域下水道秋田臨海処理センター)まで
		臨港道路13号線 (秋田港)	秋田市土崎港西二丁目158番地先から同市土崎港相染町字大浜12番地先まで 秋田市飯島字古道下川端217番地26先(火力発電所交差点)から秋田市土崎港相染町字大浜12番地先まで
		臨港道路飯島南 1号線(秋田港)	秋田市飯島字古道下川端223番地から同市飯島字古道下川端220番地2まで 秋田市飯島字古道下川端223番地から同市飯島字古道下川端219番地1まで
		臨港道路飯島南 2号線(秋田港)	秋田市飯島字古道下川端地先(県道秋田天王線交点)から同市飯島字古道下川端地先(飯島埠頭)まで
		臨港道路本港4 号線(船川港)	男鹿市船川港船川字芦沢地先(日鉦踏切前)から同市船川港船川字新浜町1番地16地先(中央船入場踏切前)まで
		臨港道路埋立幹 線(船川港)	男鹿市船川港船川字新浜町1番地15地先から同市船川港比詰字餅ヶ沢262番地地先まで
		臨港道路大森1 号線(能代港)	能代市字仙遊長根29番地11地先から同市字大森山地先(大森船揚場)まで

別表第3 (第16条の3関係)
処分期間短縮日数の認定基準

考査成績別等	優	良	可
処分日数	短縮日数		
30	29	25	20
60	30	27	24
90	45	40	35
120	60	50	40
150	70	60	50
180	80	70	60

備考

- (1) 考査成績の優は、85パーセント以上、良は70パーセント以上、可は50パーセント以上の成績とする。
- (2) 受講態度不良など矯正効果が低いと認められる者は、上記の日数を下回る短縮をし、受講態度良好など矯正効果が高いと認められる者は、上記の日数を上回る短縮をすることができる。

様式第1号（第5条の2関係）
（1） 歩行困難者以外使用車両用

（表）

		第	号
		年	日
		月	
通 行 禁 止 （一方通行を除く。）除外指定車			
駐 車 禁 止			
		使用中	
車両登録番号			
運転者の連絡先又は用務先 別紙のとおり			
有効期限 年 月 日まで			
秋田県公安委員会 図			

（裏）

注意事項

1 この標章は、秋田県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）
- ② 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- ③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- ④ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- ⑤ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示してください。

4 現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（（3）の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

- （1）有効期限が経過したとき。
- （2）標章交付申請書に記載した理由がなくなったとき。
- （3）再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- （4）公安委員会から返納を命ぜられたとき。

被交付者等

住所

氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

(2) 歩行困難者使用車両用

(表)

第 年	月	号 日
駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 <u>歩行困難者使用中</u>		
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両		
運転者の連絡先又は用務先 別紙のとおり 有効期限 年 月 日まで		
秋田県公安委員会 図		

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）
- ② 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- ③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- ④ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- ⑤ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示してください。
- 4 現場において警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章交付申請書に記載した理由がなくなったとき。
 - (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

被交付者等
住所

氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

様式第 2 号（第 5 条の 3 関係）

年 月 日			
通行禁止（一方通行を除く。） 駐 車 禁 止 除外指定車標章交付申請書			
秋田県公安委員会殿			
申請者 住 所 氏 名			
事業所等の所在地	電話番号		
事業所等の名称及び責任者		主たる運転者	
除外を受けようとする車両	車両登録番号	使用者	
除外を受けようとする区域又は区間			
除外を必要とする理由		除外区別	
備 考			
調 査 復 命 書 年 月 日 警察署長 殿 警察署 調査者 印			
調 査 者 意 見			
備 考			

様式第3号（第5条の5関係）

（表）

番号
通行禁止 道路通行許可車 歩行者用
車両登録番号
許
年 月 日 警察署長 印

（裏）

主たる運転者の氏名
許可する区域（道路）の区間
有効期限
年 月 日まで
注意事項
別記のとおり

備考

1 用紙の大きさは、縦10センチメートル、横7.5センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は、青色とする。

別記

1 この標章は、許可車両により許可道路を通行する場合のみ有効である。

2 許可道路を通行するときは、自動車の前面の見やすい箇所にこの標章を掲示すること。

3 許可道路は、歩行者優先道路であるから、歩行者に注意し、徐行すること。

4 現場警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

5 この標章を他人に貸したり、又は譲ったりしないこと。

6 有効期限を経過し、又は許可内容に変更を生じたときは、速やかに返納すること。

7 この標章を紛失し、又は滅失したときは、原則として再交付しない。

8 上記事項を守らないときは、許可を取り消すことがある。

様式第 4 号（第 6 条、第 6 条の 2、第 6 条の 3 関係）

〔緊急自動車〕・〔指定申請書〕 〔道路維持作業用自動車〕〔届出書〕 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 〔申請者〕 住 所 〔届出者〕 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の〕 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕				
用 途				
自動車を使用 す る 者	住 所			
	氏 名			
申 請 自 動 車	種 類		車 名	
	型 式		登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
自動車の使用 の 本 拠	位 置			
	名 称			
備考				

（注）登録されている自動車は、自動車検査証の写し 1 通を添付すること。

様式第 5 号（第 6 条、第 6 条の 2、第 6 条の 3 関係）

← 11cm → 秋田県公安委員会第 号 〔緊急自動車〕 ・ 〔指定証〕 〔道路維持作業用自動車〕 〔届出確認証〕 年 月 日 秋田県公安委員会 印				
用 途				
自動車を使用 する者の住 所及び氏名	住 所			
	職 ・ 氏名			
自 動 車	車 種		車 名	
	型 式	型 年式	登 録 又 は 検 査 番 号	
	定 員	人	塗 色	
	サイレン の 数	個	警光灯黄色 の灯火の数	個
自動車の使用 の本 拠 の 位 置、名称				
備考				

↑ 15cm ↓

第6号（第6条、第6条の2、第6条の3関係）

〔緊急自動車〕・〔指定証届〕記載事項変更届 〔道路維持作業用自動車〕〔出確認証〕 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 住所 届出者 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の〕 〔所在地、名称及び代表者の氏名 〕		
指定証届出 確 認 証	交付年月日	
	番 号	
用 途		
変 更 し た 事 項	新	
	旧	
備考		

様式第 7 号（第 6 条、第 6 条の 2、第 6 条の 3 関係）

〔緊急自動車〕・〔指定証〕再交付申請書 〔道路維持作業用自動車〕〔届出確認証〕 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 申請者 住所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
再 交 付 申 請 の 理 由		
指 届 出 定 確 認 証 証	交 付 年 月 日	
	番 号	
〔〔届指出定〕に 係 る 自 動 車〕	用 途	
	種 類	
	車 名	
	型 式	
	登 録 番 号	
	車 両 番 号	
備考		

様式第 8 号（第 7 条関係）

駐 車 許 可 申 請 書			
年 月 日			
警察署長 殿			
申請者 住 所 職・氏名			
車 種		車両登録 番 号	
期 間 時 刻			
場 所			
理 由			
許可証 第 号 上記の駐車を許可する。 条件 年 月 日 警察署長 印			

（注）車両、日時、場所等が複数にわたる場合は別紙とすることができる。

指令秋公委第 号
年 月 日

放 置 違 反 金 納 付 命 令 書

殿

秋田県公安委員会 図

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により次の納付の期限までに納付してください。

命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
放 置 違 反 金 の 額	放置違反金 金 円
納 付 の 期 限	年 月 日まで
納 付 の 場 所	納付書記載の金融機関
納 付 命 令 の 理 由	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 ☐ 違反日時 ☐ 違反場所 ☐ 違反車両番号 ☐ 違反態様

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 注1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 注2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

秋公委交指第 号

放置違反金納付命令公示送達書

道路交通法第51条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を、次に掲げる者
に対し命令しますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、放置違反金納付命令書は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管してい
ますから、送達を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

送達する書類の名称	氏 名（名 称）	摘 要

（注）道路交通法第51条の 4 第18項の規定により、秋田県県税条例第23条の例に
よるもので、この公示をした日から起算して 7 日を経過したときに、当該通
知の送達があったものとみなされます。

秋公委交指第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

殿

秋田県公安委員会 図

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の 4 第17項の規定により通知します。

理 由	
-----	--

（表）

秋公委交指第		号
年	月	日
放置違反金納付命令取消兼還付通知書		
殿		
秋田県公安委員会 図		
あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の 4 第17項の規定により通知します。		
また、あなたから納付されている次の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。		
理	由	
金	額	

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

放置違反金還付請求書に日付、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、押印するとともに、金融機関に関する必要事項を記入し、送付してください。

1 口座振込みの記載方法

次の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局の口座に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者御本人の口座に限ります。）。手続終了後「振込通知書」を送付します。

2 振込先金融機関がない場合は、次の照会先まで連絡してください。

照 会 先

様式第8号の6（第7条の4関係）（表）

秋公委交指第		号								
年 月 日										
弁 明 通 知 書										
（弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ）										
殿										
秋田県公安委員会 印										
あなたの使用する車両について、当公安委員会は、1（1）のとおり、放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。この事案について弁明をしたいときは、1（2）により文書（弁明書）を当公安委員会あて提出してください。 なお、<u>弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。また、弁明書を提出せずに早期に手続を終結させたい方は、2により仮納付をすることができます。</u> この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。 ※ このお知らせは、道路交通法第51条の4第6項及び第9項の規定に基づくものです。 1 放置違反金の納付命令の原因となる事実等及び弁明書の提出方法 <table border="1"><tr><td colspan="2">（1） 放置違反金の納付命令の原因となる事実、予定される納付命令の内容等</td></tr><tr><td>ア</td><td>放置違反金の納付命令の原因となる事実 あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 ☐ 違反日時 ☐ 違反場所 ☐ 違反車両番号 ☐ 違反態様</td></tr><tr><td>イ</td><td>納付命令の根拠となる法令の条項 道路交通法第51条の4第4項</td></tr><tr><td>ウ</td><td>予定される納付命令の内容 金 円の放置違反金の納付命令</td></tr></table>			（1） 放置違反金の納付命令の原因となる事実、予定される納付命令の内容等		ア	放置違反金の納付命令の原因となる事実 あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 ☐ 違反日時 ☐ 違反場所 ☐ 違反車両番号 ☐ 違反態様	イ	納付命令の根拠となる法令の条項 道路交通法第51条の4第4項	ウ	予定される納付命令の内容 金 円の放置違反金の納付命令
（1） 放置違反金の納付命令の原因となる事実、予定される納付命令の内容等										
ア	放置違反金の納付命令の原因となる事実 あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 ☐ 違反日時 ☐ 違反場所 ☐ 違反車両番号 ☐ 違反態様									
イ	納付命令の根拠となる法令の条項 道路交通法第51条の4第4項									
ウ	予定される納付命令の内容 金 円の放置違反金の納付命令									
※ 車両の運転者が反則金の納付等をした場合の取扱い 上記の違反について、あなたに対し当公安委員会が放置違反金の納付命令を行う前に、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合には、あなたに対して当公安委員会から納付命令が行われることはありません。 なお、行き違い等により、反則金の納付、公訴の提起等がなされたにもかかわらず、納付命令が行われた場合には、その納付命令は取り消されることとなります。										

(裏)

(2) 弁明書の提出方法

- ア 弁明の件名
放置違反金の納付命令に関する件（第 — — — 号）
- イ 弁明書の提出先
秋田県秋田市山王4丁目1番5号
秋田県公安委員会（交通指導課駐車対策室担当）
- ウ 弁明書の提出期限
年 月 日（必着）
- エ 弁明書の記載事項
弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名（番号も必ず記載してください。）及び内容を記載し、提出してください。
- オ 資料の提出等
弁明をする時は、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の内容を裏付ける資料があれば、添付してください。
なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 仮納付による手続の終結

(1) 仮納付制度の概要

- ア 仮納付は、都道府県公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を都道府県公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。
この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であるかどうか確認した上で、(2)ウの場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。
これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません（道路交通法第51条の4第10項及び第11項）。
- イ あなたが仮納付を行った後、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

(2) 仮納付の場所、方法及び公示による納付命令の場所

- ア 仮納付の場所は、別紙に記載している金融機関です。
- イ 仮納付は、同封の納入通知書に仮納付の金額を添えて行ってください。
納入通知書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。なお、分納はできません。
- ウ 公示による納付命令の場所
秋田県公安委員会の掲示板（秋田県秋田市山王4丁目1番5号所在）
- エ 公示による納付命令は、氏名ではなく、次の弁明通知書の番号をウの掲示板に表示することにより行います。
※ この弁明通知書の番号 第 — — — 号

照 会 先

様式第8号の7（第7条の5関係）

秋公委交指第 号

弁 明 通 知 公 示 送 達 書

放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の
機会の付与を、次のとおり行いますので、同条第7項の規定により通知します。

なお、道路交通法第51条の4第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、
秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受
ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日
秋田県公安委員会 図

- 1 弁明書の提出先
- 2 弁明書の提出期限
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与 を受ける者の氏名	弁 明 の 件 名

（注）道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算し
て2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

（表）

秋公委交指第		号
年 月 日		
仮 納 付 金 返 還 通 知 書		
殿		
秋田県公安委員会 図		
あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった放置違反金の納付命令に関する件（第 号）については、次の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった次の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。		
理 由		
金 額		

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

仮納付金返還請求書に日付、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、押印するとともに、金融機関に関する必要事項を記入し、送付してください。

1 口座振込みの記載方法

次の事項を記載してください。

- (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局の口座に振り込むことはできません。）
- (2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者御本人の口座に限ります。）。手続終了後「振込通知書」を送付します。

2 振込先金融機関がない場合は、次の照会先まで連絡してください。

照	会	先

指令秋公委第
年 月 日

号

殿

秋田県公安委員会 図

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

次の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の 4 第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

弁 明 通 知 書 の 番 号	放 置 違 反 金	延 滞 金
号	円	円
		年 月 日までの額

指 定 納 付 期 限	年 月 日まで
納 付 場 所	納付書記載のとおり

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注 2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。
なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注 3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先

(裏)

延 滞 金 に つ い て

納付の期限までに放置違反金を納めなかった場合には、当該放置違反金につき、年14.5パーセントの割合で、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数によって計算した延滞金を納めなければなりません。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てになります。また、督促状を発した日の翌日から起算して10日を経過した日までに納付しない場合は、財産の差押えが行われます。

様式第 8 号の10（第 7 条の 8 関係）

秋公指第 号
年 月 日

督 促 状 公 示 送 達 書

道路交通法第51条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を、次に掲げる者
に対し命令しますので、同条第18項の規定により通知します。

なお、督促状は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、送達
を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日
秋田県公安委員会 印

送 達 す る 書 類 の 名 称	氏 名 (名 称)	適 用

（注）道路交通法第51条の 4 第18項の規定により、秋田県県税条例第23条の例に
よるもので、この公示をした日から起算して 7 日を経過したときに、当該通
知の送達があったものとみなされます。

様式第 8 号の11（第 7 条の10関係）

第	号		
		徴	収
		職	員
		証	
秋田県警察職員		写 真	
所属名			
氏 名		押 出 し ス タ ンプ	
年 月 日交付			
秋田県公安委員会			

備考 用紙の大きさは、縦5センチメートル、横8センチメートルとする。

秋公委交指第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 図

身 上 調 査 照 会 書

本籍又は住所	
(ふりがな) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生

道路交通法第51条の 4 の規定の施行のため必要がありますので、上記の者について、別紙により回答してください。

- 1 調査事項に多少の相違があっても該当すると思われる場合には、上記に準じて調査願います。
- 2 転籍（転居）している場合には該当する市区町村長に回送を、在籍（居住）していない場合にはその旨を記入してください。
- 3 戸籍謄本及び戸籍附票を送付してください。

照会公安委員 会 の 所 在 地			
担 当 者 の 課 ・ 係 氏 名		担当者印	
電 話 番 号			

別紙

身 上 調 査 照 会 回 答 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

市区町村長 閣

年 月 日付け身上調査照会について、次のとおり回答します。

※本籍又は住所			
(ふりがな) ※氏 名			
※生 年 月 日	年 月 日生		
上記のうち訂正すべき事項			
本 籍 又 は 住 所			
所在調査の参考となる事項 (前住所など)			
備 考			
※照会公安委員会担当者印		市区町村取扱担当者印	

(注) ※印欄は、照会公安委員会担当者が記入します。

秋公委交指第		号
年 月 日		
殿		
秋田県公安委員会 図		
車 両 使 用 者 等 照 会 書		
道路交法第51条の 4 の規定の施行のため必要がありますので、次の車両番号 (標識番号) について別紙により回答してください。		
番	号	車 両 番 号 (標識番号)
照会公安委員会の所在地		
担 当 者 の 課・係 氏 名		印
電 話 番 号		

別紙

車 両 使 用 者 等 回 答 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

市区町村長 閣

年 月 日付け秋公委交指第 号の車両使用者照会の依頼について、別添のとおり回答します。

※照会公安委員会担当者印		市区町村取扱担当者印	
--------------	--	------------	--

別添

番 号	車両番号 (標識番号)	使用者の氏名 (名称)・住所 (所在地)・電話番号	所有者と の 異 同	車名 (通称名)・車台番号	主 な 定 置 場	届 出 年 月 日
		(フリガナ) ----- 氏名 (名称) 住所 (所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名 (通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名 (名称) 住所 (所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名 (通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名 (名称) 住所 (所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名 (通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名 (名称) 住所 (所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名 (通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	
		(フリガナ) ----- 氏名 (名称) 住所 (所在地) 〒 — 電話番号 ()	異・同	車名 (通称名)	1 左記使用者の住所又は住所地に同じ	1 昭和 2 平成 年 月 日
				車台番号	2	

(注) 1 回答に当たって軽自動車税申告 (報告) 書等の謄本等を添付した場合は、当該謄本等により判明している欄については記載を要しません。

2 車台番号はハイフン (—) 記号についても記載願います。

様式第 8 号の14（第 7 条の13関係）

※受 理 年 月 日	年 月 日
※受 理 番 号	
※登 録 年 月 日	年 月 日
※登 録 番 号	第 号

登 録（登 録 更 新）申 請 書

道路交通法第51条の8第2項の規定により登録
第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
の申請をします。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

(ふりがな) 法 人 の 名 称	
主たる事務所の 所 在 地	電話番号 — —
法 人 の 種 類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他 ()
(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録（更新）通知書に記載されている登録 （更新）年月日	年 月 日登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※添 付 書 類	[法人関係] ☐ 定款、寄附行為等 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を記載した名 簿 ☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書 ☐ 資機材を保有する旨の誓約書 ☐ 駐車監視員資格者証の写し（2名 以上） ☐ 事務所に係る資料	[各役員関係] ☐ 住民票の写し（住民基本台 帳法（昭和四十二年法律第八 十一号）第七条第五号に掲げ る事項（外国人にあっては、 同法第三十条の四十五に規定 する国籍等）が記載されたも のに限る。） ☐ 診断書
-------------------	--	---

備考 ※印欄には、記載しないこと。

様式第8号の15（第7条の13関係）

役 員 名 簿

(ふりがな) 法 人 名 称						所在地	
番号	役 職 名	氏 名	生 年	月	日	住 所	
1			年	月	日生		
2			年	月	日生		
3			年	月	日生		
4			年	月	日生		
5			年	月	日生		
6			年	月	日生		
7			年	月	日生		
8			年	月	日生		
9			年	月	日生		
10			年	月	日生		
11			年	月	日生		
12			年	月	日生		
13			年	月	日生		
14			年	月	日生		
15			年	月	日生		
16			年	月	日生		
17			年	月	日生		
18			年	月	日生		
19			年	月	日生		
20			年	月	日生		

- 備考 1 番号1の欄には、代表者について記載すること。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

診 断 書

住 所
氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年 月 日

病院の所在地
病 院 の 名 称
医 師 の 氏 名

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - （1） 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （2） 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - （3） 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - （5） アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - （6） 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の携帯用無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

様式第 8 号の19（第 7 条の14関係）

登 録 簿
()

登録番号	法 人 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	登録（更新）年月日	備 考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

（注）備考欄には、登録の取消し又は登録の変更後の内容を記載すること。

秋公委交指第 号

登 録（登 録 更 新）通 知 書

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名 殿

道路交通法第51条の8第 1 項 の 登 録を行い、次のとおり登録簿に記載した
第 6 項の登録の更新
ので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登 録 番 号	第 号

年 月 日

秋田県公安委員会 印

（注）登録の更新は、有効期限の 3 月前から 2 月前までの間に申請してください。

指令秋公委第 号

登録（登録更新）申請に関する通知書

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 第 1 項 の 登 録の申請
第 6 項の登録の更新
については、次の理由により登録（登録を更新）しないこととしたので通知します。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 図

照	会	先

指令秋公委第 号

登 録 取 消 処 分 通 知 書

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号・第 号）を取り消したので通知します。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 図

照 会 先

(表)

		※受理年月日		年 月 日		
		※受理番号				
		※修了証明書交付年月日		年 月 日		
		※修了証明書番号		第 号		
駐車監視員資格者講習受講申込書						
年 月 日						
秋田県公安委員会 殿						
氏 名						
申 込 者	本 籍					
	住 所	郵便番号 ー 電話番号 ー ー (自宅・携帯)				
	(ふ り が な)		性 別	男・女	写 真	
	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日生				
	勤務先その他の 連絡先	電話番号 ー ー				
	受講希望日	年 月 日				
実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)		※修了考查の結果	合・否	
	※受講場所					
	※受講番号					

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第 8 号の24（第 7 条の18関係）

受講番号			
駐車監視員資格者講習受講票			
(ふりがな)			
氏	名	(男・女)	
生	年	月	日生
項	目	日	時
受	付	時	分
間	各	日	時
①	講	習	日
②	講	習	日
③	考	査	日
場	所		
(略	図)		

様式第 8 号の25（第 7 条の19関係）

※受 理 年 月 日		年 月 日	
※受 理 番 号			
※証明書再交付年月日		年 月 日	

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申 請 者	本 籍			
	住 所	郵便番号	—	
		電話番号	— — （自宅・携帯）	
	(ふ り が な)			性 別
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		
勤 務 先				
	電話番号	— —		
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 再交付を申請する事由欄には、亡失又は滅失の事由を記載すること。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(表)

		※受理年月日		年 月 日		
		※受 理 番 号				
		※認定年月日		年 月 日		
		※認定書番号		第 号		
認 定 申 請 書						
年 月 日						
秋田県公安委員会 殿						
氏 名						
申 請 者	本 籍					
	住 所	郵便番号 ー 電話番号 ー ー (自宅・携帯)				
	(ふ り が な)		性 別	男・女	写 真	
	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日生				
	勤務先その他の連絡先	電話番号 ー ー				
実 施	※認 定 考 査 日	年 月 日		※認定考查の結果	合・否	
	※受 験 場 所					
	※受 験 番 号					

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者認定に関する通知書

住 所
氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第 1 項第 1 号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照	会	先

様式第 8 号の28（第 7 条の22関係）

受 検 番 号	
---------	--

駐車監視員資格者認定考査受検票

(ふりがな)
氏 名 (男・女)
生 年 月 日 年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受 付 時 間	時 分から 時 分まで	
認 定 考 査 日	年 月 日 時 分開始	
場 所 (略 図)		

様式第 8 号の29（第 7 条の23関係）

※受 理 年 月 日		年 月 日	
※受 理 番 号			
※交 付 年 月 日		年 月 日	
※資格者証番号		第	号

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申 請 者 証 明 書	本 籍			
	住 所	郵便番号 — — — —	(自宅・携帯)	
	(ふ り が な)			
	氏 名		性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生	写 真	
	勤務先その他の連絡先	電話番号 — — — —		
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		

※ 添 付 書 類	☐ 修了証明書又は認定書
	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七 条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規 定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	☐ 診断書
	☐ 誓約書
	☐ 写真 2 枚（うち一枚は、はり付ける。）

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

 2 写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長
 さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのものとし、その裏面に
 氏名及び撮影年月日を記入すること。

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の 2 第 1 項第 3 号の 罪 を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 4 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 道路交通法第51条の13第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

住 所
氏 名

㊞

様式第8号の31（第7条の24関係）

駐車監視員資格者証交付者名簿

氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				
氏名、生年月日等	(ふりがな)			年 月 日生 (男・女)
資格者証番号	第 号	本 籍		
交付年月日	年 月 日	住 所	郵便番号 ー	
修了証明書番号等	第 号	電話番号	ー ー (自宅・携帯)	
特 記 事 項				

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

住 所
氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第 1 項の駐車監視員資格者証の交付の申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。
理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第 8 号の33（第 7 条の26関係）

※受理年月日		年 月 日	
※受 理 番 号			
※交付年月日		年 月 日	

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申 請 者	本 籍			
	住 所	郵便番号	—	
		電話番号	—	— (自宅・携帯)
	(ふ り が な)		性 別	写 真
	氏 名		男・女	
	生 年 月 日	年 月 日生		
勤 務 先 そ の 他 の 連 絡 先	電話番号	— —		
資 格 者 証 番 号				
交 付 年 月 日	年 月 日			
書 換 え 交 付 を 申 請 す る 事 由				

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 3 書換え交付を申請する事由欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

氏 名

申 請 者	本 籍				
	住 所	郵便番号 — 電話番号 — — (自宅・携帯)			
	(ふ り が な)			性 別	写 真
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日生			
	勤 務 先 そ の 他 の 連 絡 先	電話番号 — —			
資 格 者 証 番 号					
資 格 者 証	交 付 年 月 日	年 月 日			
再交付を申請する事由					

2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

住 所
氏 名 殿

道路交通法第51条の13第 2 項の規定により、駐車監視員資格者証（第号）の返納を命じます。

理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 図

照	会	先

様式第9号（第11条の2関係）

※整理番号
(安 管—)

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任・（解任）
届 出 事 項 を 変 更 したので、届け出ます。

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号 — —)
(ファックス番号 —)

選 任 年 月 日	年 月 日		使 用 の 本 拠	名 称	
安 全 運 転 管 理 者 の 氏 名	(ふりがな)			位 置	
資 格 要 件	生 年 月 日 (年 齢)	年 月 日 (歳)		業種別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他
	運 転 の 管 理 経 験		3 公安委員会 の認定		
	1 2年以上	2 教習終了者 1年以上			

職務上の地位					使用の本拠における自動車の台数・運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計		
安全運転管理者が運転免許を有している場合		免許の種類						大型	中型	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽					
		免許年月日																			
		免許番号																			
		交付年月日																			
		交付公安委員会																			
安全運転管理者の勤務の態様		勤務	日勤 隔日 その他()				運転者数	免許種別	大 一 種	型 二 種	中 一 種	型 二 種	準 中 型	普 一 種	通 二 種	大 一 種	特 二 種	大 自 二	普 自 二	小 特	計
		副安全管理者の有無	有 (名) 無					専従													
安全運転管理者の略歴	勤務期間		勤務所名					職名	予備												
	自 . . 至 . .							前安全運転管理者	解任日	年 月 日											
	自 . . 至 . .					氏名															
	自 . . 至 . .					解任理由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()														
	自 . . 至 . .																				
	自 . . 至 . .																				
	自 . . 至 . .																				
備 考																					

様式第10号（第11条の2関係）

※整理番号 (安 管—) (副安管—)						
副安全運転管理者に関する届出書						
秋田県公安委員会 殿				年 月 日		
副安全運転管理者を選任・(解任) 届 出 事 項 を 変 更 したので、届け出ます。						
				住 所 氏 名 〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 (電話番号 — —) (ファックス番号 —)		
選 任 年 月 日	年 月 日			使 用 の 本 拠	名 称	
副安全運転管理 者 の 氏 名	(ふりがな)				位 置	
資 格 要 件	生年月日 (年 齢)	年 月 日 (歳)		業種別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他	
	1 運転の管理 経験1年以上	2 運転の経験期 間3年以上	3 公安委員会 の認定			

職務上の地位						使用の本拠における自動車の台数・運転者数	自動車台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計			
副安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許の種類							大型	中型	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽							
	免許年月日																						
	免許番号																						
	交付年月日																						
	交付公安委員会																						
副安全運転管理者の勤務の態様		勤務	日勤 隔日 その他（ ）				運転者数	免許種別	大	型	中	型	準	普	通	大	特	大	普	小	計		
		副安全管理者の有無	有（ 名） 無						一種	二種	一種	二種	中型	一種	二種	一種	二種	大自二	普自二	小特			
副安全運転管理者の略歴	勤務期間		勤務所名		職名			前副安全運転管理者	専従														
	自 . . 至 . .									予備													
	自 . . 至 . .																						
	自 . . 至 . .					解任日	年 月 日																
	自 . . 至 . .						氏名																
	自 . . 至 . .								解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他（ ）													
	自 . . 至 . .																						
備考																							

様式第11号（第11条の2 関係）

職 務 経 歴 書

住 所			
氏 名	年 月 日生		
安全運転管理 に 従 事 し た 勤 務 期 間	勤務先の名称又は氏名	勤 務 上 の 地 位	安全運転管理の具体的内容
年 月 年 月			
年 月 年 月			
年 月 年 月			
年 月 年 月			
上記のとおり相違ないことを証明する。			

様式第12号 削除

様式第13号 削除

様式第14号（第11条の3 関係）

指令秋公委第 号 年 月 日 使用者 氏 名 殿 秋田県公安委員会 図 安全運転管理者（副安全運転管理者）解任命令書 道路交通法第74条の3 第6項の規定により下記の安全運転管理者（副安全運転管理者）の解任を命じます。 記		
解任すべき安全運転管理者（副安全運転管理者）	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	勤 務 先	
解任を命ずる理由		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

様式第15号（第11条の4 関係）

秋公委指令第 号 年 月 日 自動車の使用者 氏 名 殿 秋 田 県 公 安 委 員 会 安全運転管理者業務に関する是正措置命令書 道路交通法第74条の3 第8 項の規定により、安全運転管理者業務に関して是正措置をとるよう命じます。 記		
選 任 事 業 所 安 全 運 転 管 理 者 等	事業所名	
	営業所の 所在地	
	自動車の 使用者 (代表者)	役職 氏名 生年月日 年 月 日 (歳)
是 正 す べ き 事 項		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会とな ります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する 裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求 に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処 分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

報告・資料の提出命令書

道路交通法第75条の2の2第1項（第75条の2の2第2項）の規定により、自動車の安全な運転に必要な業務（駐車に関しての自動車の適正な使用）の推進を図るため必要があるので、次の報告及び資料の提出を命じます。

自動車使用の本拠 の位置及び名称	
報告及び資料の提出を命ずる内容	
提出期限	年 月 日まで
提出を命ずる理由	

様式第17号（第14条関係）

措 置 命 令 書	
住 所	
指令 第 号	
年 月 日	
殿	
警察署長 印	
道路交通法第81条第1項の規定に基づき、 年 月 日 時まで	
に次の措置をとることを命じます。	
なお、指定の日時までには措置をしない場合は、処罰されます。	
工作物、物件、 工事又は作業 の 場 所	
同 上 の 名 称	
措 置 事 項	
措置を命ずる 理 由	
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第18号（第15条関係）

措 置 命 令 書	
住 所	
指令 第 号	
年 月 日	
殿	
警察署長 印	
道路交通法第82条第1項の規定に基づき、 年 月 日 時まで	
に次の措置をとることを命じます。	
なお、指定の日時までには措置をしない場合は、処罰されます。	
工作物等の所在場所	
同上の名称	
措置事項	
措置を命ずる理由	
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第18号の2（第15条の5関係）

資料	経歴証明	住所	氏名	住＋氏	呼び名	県	住所	住＋氏	生修
区分	36	1	2	3	8	外	1	3	50

運転経歴証明書交付等申請書

秋田県公安委員会 殿

申請日

年 月 日

フリガナ			生年	昭和 平成	
氏 名			月 日	年 月 日	
保有希望等	現に有する もの	経歴証明書・マイ ナ経歴証明書	手続き後に 有するもの	経歴証明書・マイ ナ経歴証明書	
マイナの効力	有効・無効	暗証番号 (マイナ経歴用)			
電 話 番 号					
※免許証の記載から変更がある方は、以下に記入してください。					
フリガナ					
氏 名					
住 所	秋田県				

受 付 場 所

登録年月日
(交付年月日)

登 録 番 号
(照会番号)

持ち込み
写真貼付

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

免許証・経歴証明書等情報													
免許(経歴) 番 号												申請取消 年 月 日	
免許(経歴) 情報記録番号												記録 年月日	

経歴 保有 状況	手続き前	⇒	手続き後

様式第18号の3（第15条の5関係）

資料	記変	住所	氏名	住+氏	呼び名	県	住所	住+氏	生修
区分	51	1	2	3	8	外	1	3	50

運転経歴証明書記載事項変更届

※太線の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

秋田県公安委員会 殿		届 出 日	年 月 日
変 更 し た 事 項	フリガナ	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
	氏 名		
	住 所	秋田県	
	電話番号	自宅又は携帯 — —	

〔経歴証明書の写し〕

運転経歴情報記録番号	第	号	記 録 公 安 委 員 会	
登録年月日		登録番号	受理	受理番号

様式第18号の4（第15条の5関係）

資料	再	県	住所	氏名	住＋氏	呼び名	県	住所	住＋氏	生修
区分	36	内	1	2	3	8	外	1	3	50

運転経歴証明書再交付申請書

秋田県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

フリガナ 氏名 電話番号（自宅又は携帯）

氏 名 ー ー

生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 性別 男 女

住 所 秋田県

経歴証明書及びマイナ経歴証明書のうち
 経歴証明書・マイナ経歴証明書
 暗証番号 ー ー ー ー
 (マイナ経歴証明書) マイナ経歴証明書を申請する方は希望する暗証番号を記入してください。

※太線の枠内及び面を記載してください。折り曲げないでください。

申請の理由 ☐ 旧経歴証明書からの切替
☐ 亡失・汚損等のため（裏面にも記載）

経歴証明書番号 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー

交付年月日 年 月 日 照会番号 ー ー ー ー 初回交付 年 月 日

マイナ経歴証明書の保有の有無 有・無 マイナの効力 有効・無効 マイナ経歴証明書の紛失等の事情の有無 有・無

〔旧経歴証明書の写し（切替の場合）〕

本人確認した書類等 ☐ マイナンバーカード ☐ 住民票 ☐ パスポート
☐ その他（ ）

受付場所 登録年月日 (新交付年月日) 登録番号 (新照会番号)

経歴保有状況	手続き前	⇒	手続き後

(裏面)

運転経歴証明書亡失・滅失・盗難てん末書

秋田県公安委員会 殿

※太線の枠内及び裏面を記載してください。折り曲げないでください。

亡失・滅失 年 月 日 時	年 月 日 午前・午後 時頃から 年 月 日 午前・午後 時頃までの間						
亡失・滅失の 場所（区間等）	☐ 自宅（ ）						
亡失・滅失の 盗難の状況	☐ 上記場所で落としたと思われる。 ☐ 自宅で紛失したと思われる。探したが見当たらない。 ☐ 盗難にあった。 ☐ 上記以外						
警察署への届出	<table><tr><td>届出</td><td>有・無</td><td>届出 年月日</td><td>年 月 日</td><td>届出先</td><td></td></tr></table>	届出	有・無	届出 年月日	年 月 日	届出先	
届出	有・無	届出 年月日	年 月 日	届出先			
注 意 事 項	次の注意事項を確認し、 ☐ にレ印を付けてください。 1 虚偽の申告等により不正に経歴証明書の再交付を受けて 場合は処罰されます。 2 経歴証明書を2通持つことは禁じられていて、亡失等し た旧経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなけれ ばならない。 ☐ 上記内容を確認しました。						
担 当 者	階級 氏名						

様式第18号の5（第15条の5 関係）

運転経歴証明書返納届

年 月 日

秋田県公安委員会 殿		受付場所		受理 番号	
フリガナ					
氏 名					
生 年 月 日	年 月 日				
電 話 番 号 (自 宅 又 は 携 帯)					

※太枠の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

運転経歴証明書の写し	
------------	--

運転経歴情報抹消届

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

受付場所		受理 番号	
------	--	----------	--

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号 (自 宅 又 は 携 帯)	

※太枠の枠内を記載してください。折り曲げないでください。

現に受けてい運転経歴情報	
--------------	--

様式第19号（第16条関係）

（１） 安全運転管理者用

受 講 証 明 書 氏 名 道路交通法第108条の２第１項第１号に掲げる安全運転管理者の講習を受講したことを証する。 年 月 日 秋田県公安委員会 印

（２） 副安全運転管理者用

受 講 証 明 書 氏 名 道路交通法第108条の２第１項第１号に掲げる副安全運転管理者の講習を受講したことを証する。 年 月 日 秋田県公安委員会 印
--

様式第20号（第16条の2関係）

取消処分者講習申出書		
年 月 日		
殿		
住 所 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。		
本 籍		
生 年 月 日		
免許欠格期間満了の日	年 月 日	
取消前に取得していた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 けん 中 自 自 ん 型 型 通 特 引 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二	
取 消 時 の 公 安 委 員 会	公安委員会	
希 望 す る 講 習 の 車 種	四 二 原 輪 輪 付	
※ 講 習 日	年 月 日	
※ 講 習 場 所		

備考 ※印欄には、記入しないこと。

第	号	
		写真 貼付 押出し スタンプ
取消処分者講習終了証明書		
住 所		
氏 名		
	年	月 日生
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。		
	年	月 日
	実施機関 印	

- 備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第22号（第16条の2関係）

取消処分者講習終了証明書再交付申請書 年 月 日 殿 住 所 氏 名 取消処分者講習修了証明書を紛失したので、再交付して下さるよう申請します。	
生 年 月 日	
受講日及び 受 講 場 所	年 月 日
備 考	

講 習 申 出 書

年 月 日

秋田県公安委員会殿

住 所
氏 名

道路交通法第108条の2 第1 項第3 号に掲げる講習を受けたいので申し出ます。

様式第24号（第16条の3 関係）

運転免許停止（保留）期間短縮通知書

年 月 日

道路交通法第90条第12項（第103条第10項）の規定に基づき、上記の停止（保留）
期間を 日短縮し、 年 月 日までの停止としたので通知する。

秋田県警察本部長 印

（備考） この様式は道路交通法施行規則に定める様式と併用する。

受 講 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

4号 大型・中型・準中型・普通車講
5号 大型二輪・普通二輪車講
7号 大型二種・中型二種・普通二種講
8号 応急救護処置講

道路交通法第108条の2第1項第

に掲げる

習
習
習
習

を受けたいので、申請します。

住 所
氏 名

原 付 講 習 申 出 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

写真添付

3 cm×2.4cm

本 籍 _____

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 性別（男・女）

様式第27号（第16条の6 関係）

第 号

終 了 証

教習所名

氏 名

生年月日

道路交通法第108条の2 第1 項第9 号に掲げる指定自動車教習所職員講習を終了
したことを証する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

初 心 運 転 者 講 習 申 出 書

年 月 日

殿

住 所
氏 名

免 許 の 種 類	
-----------	--

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

第 号

初 心 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所
氏 名

年 月 日生

免許の種類	
-------	--

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2 第1 項第10号に掲
げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者 印

高 齢 者 講 習 等 申 出 書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第12号、第97条の2第1項第3号イに掲げる

☐ 高齢者講習

☐ 認知機能検査

☐ 運転技能検査

を受けたいので、申し出ます。

違 反 者 講 習 申 出 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号
に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

秋田県公安委員会

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書

公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

私は、 年 月 日に において特定小型原動機付自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

理 由	☐ 亡失 ☐ 滅失 ☐ 棄損 ☐ その他（ ）
備 考	

第

号

自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第16号
に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

秋田県公安委員会

年 月 日

自転車運転者講習終了証書再交付申請書

公安委員会 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

私は、 年 月 日に において自転車運
転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交
付を申請します。

理 由	☐ 亡失 ☐ 滅失 ☐ 棄損 ☐ その他（ ）
備 考	

特定任意講習希望日時等申請書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

道路交通法第108条の2第2項の規定による講習で運転免許に係る講習に関する規則第2条の規定に定める基準に適合する講習を受けたいので、申請します。

1 特定任意講習希望日時

年 月 日 時から

(※ 調整後 年 月 日 時から)

2 特定任意講習希望場所

(※ 調整後)

3 特定任意講習受講希望者数

備考 ※印欄には、記入しないこと。

付票

特 定 任 意 講 習 受 講 (予 定) 者 名 簿

番 号	氏 名	生 年 月 日	住 所	免許証の有効期限	※受講 の有無	※終了証 番 号	※備 考

備考 ※印欄には、記入しないこと。

特定任意高齢者講習受講申出書

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

運転免許に係る講習に関する規則第1条に 定める基準に適合する
講習を受けたいので、申し出ます。

特定任意講習受講申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第2項の規定する講習で運転免許に係る講習に関する
規則第2条の規定に定める基準に適合する講習を受けたいので、申し出ます。

様式第32条（第16条の12関係）

指定講習機関指定申請書	
年 月 日	
秋田県公安委員会 殿	
申請者 住 所 氏 名	
指定講習機関の指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特 定 講 習 の 種 別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。

様式第33号（第16条の12関係）

第	号
指 定 書	
名 称	
所在地	
道路交法第108条の4第1項の規定による指定講習機関として指定する。	
特定講習の種別	
年 月 日	
秋田県公安委員会 印	

適第	号
運転適性指導員審査合格証書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。	
年 月 日	
秋田県公安委員会 印	

適第 号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

運転適性指導員が行う道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習の実効性を確保する必要があるため、同法第108条の8第2項の規定により、下記のとおり実務実習を行うので、実習生を派遣されたい。

実習生氏名	
実 習 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
実 習 場 所	

※ 詳細は別途連絡

若年運転者講習受講申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けたいので、申し出ます。

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

第 号

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくは同項第5号、第101条の4第2項、第101条の7第1項又は第108条の32の3第1項第3号イに規定する認知機能検査を実施する者に対する講習を終了したことを証します。

年 月 日

秋田県公安委員会 ㊟

運 転 免 許 取 得 者 等 教 育 の 認 定 申 請 書		
年 月 日		
秋田県公安委員会 殿		
住 所		
申 請 者		
氏名又は名称		
申 請 者	ふ り が な	
	氏名又は名称	
	住 所	
	ふ り が な	
	代表者（法人）	
運転免許取得者等教育 に 使 用 す る 施設の名称及び所在地		
運転免許取得者等教育 の 課 程 の 区 分		
運転免許取得者等教育 の 課 程 の 名 称		
添 付 書 類		

第 号

認 定 書

名 称

所 在 地

道路交通法第108条の32の2の規定により運転免許取得者等教育を
行う者であることを認定する。

認定内容

運転免許取得者等教育の認定に関する規則

第1条第 号に掲げる課程

年 月 日

秋田県公安委員会 ㊞

指 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 の 認 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所
申 請 者
氏名又は名称

申 請 者	ふ り が な	
	氏名又は名称	
	住 所	
	ふ り が な	
	代表者（法人）	
運転免許取得者等検査 に 使 用 す る 施設 の名称及び所在地		
運転免許取得者等検査 の 方 法 の 区 分		
運転免許取得者等検査 の 方 法 の 名 称		
添 付 書 類		

第 号

認 定 書

名 称

所 在 地

道路交通法第108条の32の3の規定により運転免許取得者等検査を
行う者であることを認定する。

認定内容

運転免許取得者等検査の認定に関する規則

第1条第 号に掲げる課程

年 月 日

秋田県公安委員会 ㊤

指 定 申 請 書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条（第1項・第2項）第4号の規定による同規則第1条（第1号・第2号）に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第 項第4号の規定により、同規則第1
条第 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うこ
とができる者として指定する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

様式第45号（第17条関係）

通 知 書				
第 号				
年 月 日				
(事業者又は使用者の氏名又は名称) 殿				
(監 督 行 政 庁 の 長)				
秋田県公安委員会 図				
下記運転者の道路交通法違反は、使用者の業務についてなされたものであると認められるので道路交通法第108条の34の規定により通知します。				
運 転 者	住 所			
	氏 名		年 齢	歳
運 転 車 両	車 種			
	車 名			
	登録又は 検査番号			
違 反 内 容	日 時	年 月 日 時ころ		
	場 所			
	概 要			